

まずは相談

“キャッシュカード詐欺”
にご用心!

近頃、言葉巧みにキャッシュカードと暗証番号をだまし取る「キャッシュカード詐欺」が増えています。

警察官や金融庁職員になりました犯人は、被害者宅を訪れ、キャッシュカードが悪用されているなどと言葉巧みに誘導し、封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いたメモを入れさせ、「封印するので印鑑を持ってきてほしい」などと言うそうです。犯人は、被害者が印鑑を取りにその場を離れた隙に、保管している封筒を別の封筒にすり替えます。すり替えられたことに気がつかない間に、犯人が口座か

らお金を引き出すという手口です。特に70～80歳代の女性が被害に遭っています。

国民生活センターでは、「公的機関などが、カードの扱いなどで電話をしたり、訪問したりしません。そのような人物が現れても、絶対に何も預けない、振り込まないようにしましょう」と呼びかけています。

このようなケースでは、警察官や金融庁職員、百貨店社員などを名乗る人物から、事前に手元のカードは無事か確認する「予兆電話」があります。不審な連絡があった場合は、速やかに警察に相談しましょう。

少しでもおかしいと感じたら、悩まずお早めに消費生活センターにご相談ください。

市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)

■相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。
※土・日・祝日の電話相談は消費者ホットライン ☎188(局番なし)へ

ハラスメントに NO!

6月から、職場におけるハラスメント対策を行うことが事業主の義務となりました。

平成28年の厚生労働省の調査では、「過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがある」と答えた方は32.5%でした。3人に1人がパワハラ経験者ということになり、ごく身近に存在している問題なのです。

パワハラの他にも、セクハラや、妊娠・出産した方、育児・介護休業取得者へのハラスメント被害が報告されています。

厚生労働省のあかるい職場応援団ホームページでは、被害にあった方や、管理職、人事担当者向けの情報や、ハラスメントに関する実際の裁判例などがご覧いただけます。

🌐 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

まちがいさがし

わかるかな?

▼ 蔓巻公園に咲いたアナベル

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く。)
※答えは34ページ下段

